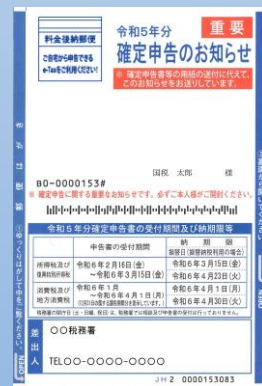


確定申告書用紙に代えて

「確定申告のお知らせ」はがき等 をお送りしています



「確定申告のお知らせ」はがきイメージ

国税庁の取組

- 近年、パソコンやスマホ等を利用した申告が増加しており、税務署から送付した確定申告書用紙が利用される割合は年々低下しています。
- このため、国税庁では、資源保護及び行政コスト削減の観点から、確定申告書用紙の送付に代えて、
 - ・ 「確定申告に必要な情報」（予定納税額など）
 - ・ 「e-Tax等のご案内」
 などを記載した「確定申告のお知らせ」はがき又は封書をお送りしております。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。
- **確定申告会場における申告相談にお越しの際は、「確定申告のお知らせ」はがき等をお持ちください。**

「確定申告のお知らせ」はがき等が送付される方は、翌年も申告が必要と見込まれる方で、以下の1から3までのいずれかに該当する方^(注2)です。

(注1) 「翌年も申告が必要と見込まれる方」とは、事業・農業・不動産所得のいずれかがあり、青色申告決算書・収支内訳書の作成が必要な方、予定納税や公的年金等所得のある方のほか、消費税の課税事業者の方などをいいます。

(注2) ただし、所得税若しくは消費税についてマイナンバーカード方式を利用してe-Tax送信により申告された方、税理士に作成・提出を依頼して申告された方又は予定納税額などの情報がない方には「確定申告のお知らせ」はがき等が送付されません。
e-Taxをご利用の場合は、マイナンバーカードによるログイン後、メッセージボックスに通知される「申告のお知らせ」をご覧ください。

1 前年の所得税又は消費税の確定申告書の作成場所・作成方法が以下のいずれかに当てはまる方

	作成場所	作成方法
①	ご自宅等	国税庁ホームページ
②	税務署の申告会場	申告会場のパソコン
		ご自身のスマホ (会場のQRコード ^(注) を読み取り作成した場合)
③	市区町村の申告会場	全て
④	青色申告会、商工会などの指導会場	全て

※「QRコード」は㈱デンソーウェーブの商標登録です。

2 前年に送付された確定申告書用紙を使用して確定申告書を提出した方以外の方（令和5年分～）

3 新たに青色申告の適用を受けることとなった方（令和5年分～）

○ 確定申告書等の用紙が必要な方は、裏面をご確認ください。

（裏面もご確認ください）

確定申告は

マイナンバーカード × e-Tax

◆ 確定申告書等作成コーナーを利用すると…

自動計算で確定申告書を作成！

画面の案内に沿って金額等を入力するだけで作成完了



作成コーナー



注目！

マイナポータル連携について詳しくはこちら

◆ さらに、マイナンバーカードを利用すると…

マイナポータル連携で自動入力



控除証明書等のデータを自動入力できるので、集計や入力の手間が不要

※ご利用には事前準備が必要です。証明書等のデータが自動入力できるようになるまで一定の時間がかかりますので、確定申告前にお早目のご準備をお願いします。

令和4年分の確定申告をした方のうち、
3人に2人が
e-Taxで申告しています！

e-Taxの5つのメリット

税務署への持参
不要



印刷・郵送代
不要



添付書類
提出不要

※一部の書類は除きます



確定申告期間
24時間利用可能
※メンテナンス時間を除きます



早期還付
(3週間程度で還付)



書面提出の場合は
1か月～1か月半程度で還付

手書きにより申告書を作成される方へ

申告書や手引きは国税庁ホームページからダウンロードできます。



国税庁ホームページの
様式ダウンロード
ページへはこちらから